

ケアセンター メゾンヴェルト（介護老人福祉施設）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人みどり共生会が開設するケアセンターメゾンヴェルト（以下「施設」という。）が行う、指定介護老人福祉施設の事業（以下「事業」という。）は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び治療上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 本事業において提供する指定介護福祉施設サービス（以下「サービス」という。）は、介護保険法ならびに厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 施設は、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に旨するよう、その者の心身の状況に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。
 - 3 入所者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスを提供するように努める。
 - 4 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
 - 5 サービス提供は、親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して、サービスの提供方法などについて、理解しやすいように説明する。
 - 6 サービスの提供に当たり、当該利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
 - 7 施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的ものとならないよう配慮して行う。
 - 8 定期的に、提供したサービスの質の管理、評価を行い、常に改善を図る。
 - 9 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

（事業所の名称と所在地）

- 第3条 この事業所の名称と所在地は、次のとおりです。
- （1）事業所の名称 ケアセンター メゾンヴェルト
 - （2）所在地 横浜市緑区鴨居7-19-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(兼務)

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 事務員 2名以上

事務員は、庶務及び会計事務を行う。

(3) 介護職員 37名以上(兼務)

介護職員は、利用者の心身の状態を把握するとともに日常生活の介護を行う。

(4) 生活相談員 2名以上(兼務)

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者など他の機関との連携を行う。

(5) 看護職員 3名以上(常勤専従1名以上)

看護職員は、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、医師の診療補助、看護並びに職員の保健衛生管理等を行う。

(6) 管理栄養士 1名(兼務)

管理栄養士は、利用者の栄養、身体状況及び嗜好を考慮した献立作成と調理員の指導、給食記録を行う。

(7) 調理員 (委託)

調理員は、管理栄養士に指示を受け、適切な時間に適温で給食を提供する。

(8) 医師 2名(嘱託・非常勤)

医師は、利用者及び職員に対する診療に従事し、看護職員を指示する。

(9) 歯科医師 1名(嘱託・非常勤)

歯科医師は、利用者及び職員に対する診療に従事し、歯科衛生士を指示する。

(10) 計画担当介護支援専門員 2名以上(専従1名以上)

介護支援専門員は、介護サービス計画を作成しその実施について指導監督する。

(11) 機能訓練指導員 1名以上(兼務)

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(入所定員)

第5条 本施設の入所定員は108名とする。

(定員の遵守)

第6条 施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(具体的サービス内容)

第7条 提供するサービスの主な内容は次のとおりとする。

(1) 介護サービス

介護サービスは、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立支援と生活の充実に旨するよう適切な技術をもって行う。

ア. 入浴・清拭

1週間に2回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、または清拭を行う。

イ. 排泄介助

入所者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について援助を行う。

おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつ介助を適切に行う。

ウ. その他

前記各項に定める他、入所者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行う。

(2) 食事サービス

入所者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものととも適切な時間に適温で行う。

利用者の食事は、自立の支援に配慮し、できるだけ離床してフロア食堂で行う。

(3) 健康管理サービス

医師及び看護婦は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を行う。

(4) 相談及び援助

常に入所者の心身の状況やその置かれている環境などの把握に努め、利用者又はその家族からの相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(5) 機能訓練

入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(6) その他のサービスの提供

教養娯楽設備を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行う。

- 2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行う。

(施設サービス計画の作成)

第8条 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員および相談員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する施設サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。

- 2 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画原案の内容について、入所者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得なければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員及び相談員は、施設サービス計画の作成後においても、指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(身体拘束の原則禁止)

第9条 施設は入所者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を原則として行わない。ただし、緊急やむを得ない理由による場合は書面による同意を得、実施記録を記載するなど、適正な手続きにより身体拘束を行う場合がある。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じる。
 - 一 施設は、身体的拘束等の適正化対策を検討する委員会を原則3カ月に1回以上開催し、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(利用料)

第10条 この事業者が提供する指定介護福祉施設サービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

2 施設は、前項の支払いを受ける額その他、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。

- (1) 食事提供に要する費用 別紙料金表参照
- (2) 居住に要する費用 別紙料金表参照
- (3) 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
別紙料金表参照
- (4) 理美容代 別紙料金表参照
- (5) 前各号に掲げるものの他、入所者に提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要とされる費用で入所者が負担することが適当と認められる費用。
別紙料金表参照

3 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

4 利用料の支払いは、現金又は銀行口座振り込み、あるいはあらかじめ指定を受けた金融機関の口座からの引き落としにより、指定期日までに受けることとする。

- 5 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対し、事前に文書説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第11条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付する。

（サービス提供開始の手続き）

第12条 施設は、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し、施設の規定する運営規程の概要、従業員の勤務の態勢その他の入所申込者のサービスの選択に旨すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込み者の同意を得る。

（受給資格等の確認）

第13条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。自立又は要支援の認定を受けたものには指定介護福祉サービスの提供は行わないものとする。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努める。

（入退所）

第14条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために乗じの介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものに対し、サービスを提供する。

- 2 施設は、正当な理由なく、サービスの提供を拒んではならない。
- 3 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適正な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 施設は、入所者についてその心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議する。
- 7 施設は、入所者に次の事由が生じた場合は、入所者又はその家族等に対し契約の解除について、7日間の期間において予告するものとする。

- 一 入所者が無断で退所し、帰所の見込みがないとき。
 - 二 入所者が入院し、3ヶ月以上入院することが見込まれるとき。
 - 三 入所者の行動が施設の目的及び運営方針に著しく反するとき。
 - 四 入所者が負担すべき費用を3ヶ月以上滞納したとき。
- 8 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第15条 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(入退所の記録の記載)

- 第16条 施設は、入所の際には入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所の際には退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

(緊急時の対応)

- 第17条 入所者の心身に緊急を要する事態が生じたときに備え主治医あるいは協力医療機関の協力を得て、緊急時における対応方法をあらかじめ定めるものとする。

(非常災害対策)

- 第18条 施設は、火災、地震、風水害等非常災害に備えて、消火、避難、救出等に関する計画を定め、定期的な設備の点検、訓練の実施等災害事故防止と入所者の安全確保対策を講ずるものとする。

(衛生管理等)

- 第19条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 施設は、施設内において感染症及び食中毒が発生又はまん延しないように次の措置を講じるものとする。
- 一 感染症及び食中毒の予防、まん延防止のための指針の整備
 - 二 感染症及び食中毒の予防、まん延防止対策を検討する委員会の開催
 - 三 感染症及び食中毒の予防、まん延防止のための研修及び訓練の実施

(協力病院等)

第20条 指定介護老人福祉施設は、入院治療等を必要とする入所者のためにあらかじめ協力医療機関を定める。協力医療機関は鴨居病院、浅野皮フ科、浅野歯科、上白根病院、竹山病院とする。

(事故発生時の対応)

第21条 施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入所者の家族等に連絡を行うとともに、誤薬、医療機関に受診した事故に関しては、横浜市に事故報告を行なう。

- 2 施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- 3 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。
 - 一 事故発生防止のための指針の整備。
 - 二 事故発生防止対策を検討する委員会の開催及び従業員への研修の実施。

(記録の整備)

第22条 施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(苦情処理)

第23条 施設は、その提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口及び第三者委員会を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 施設は、その提供した施設サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行なう文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報保護)

第24条 施設は、入所者又はその家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、施設での介護サービス提供以外の目的では原則使用しないものとし、外部への個人情報提供については必要に応じ、入所者又はその家族等の同意

を得るものとする。

2 施設は、職員であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容に含めるものとする。

(職員研修)

第25条 施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

(入所者に関する市町村への通知)

第26条 指定介護老人福祉施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(入所者の入院期間中の取り扱い)

第27条 指定介護老人福祉施設は、入所者について病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるように努める。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第28条 施設は、入所者の人権擁護、虐待防止のため次の措置を講じるものとする。

- 一 虐待防止対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を周知徹底する。
 - 二 虐待防止の指針を整備する。
 - 三 虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに横浜市に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第29条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービス提供を継続的に実施するための計画を策定するものとする。

- 2 施設は、業務継続計画について必要な研修及び訓練を定期的実施する。

(地域との連携等)

第30条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(掲 示)

第31条 施設は、当該指定介護福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に旨すると認められる重要事項を掲示する。

(施設利用の留意事項)

第32条 施設は、利用者の安全性、快適性を確保するため入所にあたり火気刃物等危険物持込を制限する、面会時間を原則9：00～18：00に定める、外出・外泊は事前の届けを原則とし情報提供等の援助を行なう、利用者同士・職員に迷惑をおよぼす宗教・政治・営利活動等を制限する、等の留意事項を定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

この規程は、平成14年8月1日から施行する。

この規程は、平成15年1月1日から施行する。

この規程は、平成15年2月20日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

この規定は、平成22年4月1日から施行する。

この規定は、平成22年12月19日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規定は、平成25年9月16日から施行する。

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成26年9月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施行する。